

農産物直売所（案）

- 1 申請者は農業者、農業者で組織する団体若しくは農業協同組合であること。
- 2 申請地の面積は3,000㎡以下であること。ただし、大規模指定既存集落内または大規模指定既存集落の周辺区域においては5,000㎡以下とする。[条例第5条5号、規則第20条]
- 3 建築物の延べ面積は概ね500㎡以下であること。ただし、大規模指定既存集落内または大規模指定既存集落の周辺区域においては概ね1,000㎡以下とする。[条例第5条5号、規則第20条]

ただし、店舗面積の合計が1,000㎡を超えて大規模小売店舗立地法の届出が必要なものは対象外とする。
- 4 建築物は平屋で、高さは原則として10m以下であること。
- 5 開発区域が接する主要な道路は幅員6m以上であること。
- 6 市街化区域に隣接しておらず、100m以内の範囲でないこと。ただし、大規模指定既存集落内または大規模指定既存集落の周辺区域においては、この限りではない。
- 7 市の農業施策の観点から支障がないと認められるもの。
- 8 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許可等が受けられるものであること。